

●電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第四章 汚染の防止 第一節 放射性物質（事故由来放射性物質を除く。）に係る汚染の防止（第二十二条―第四十一条の二） 第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止（第四十一条の三―第四十一条の十） 第四章の二 特別な作業の管理（第四十一条の十一―第四十一条の十四） 第五章・第六章 （略） 第六章の二 特別の教育（第五十二条の五―第五十二条の八） （定義等） 第二条 （略） 2 （略） 3 この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。以下「除染則」という。）第二条第七項第一号に規定する土壌等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務及び同項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務を除く。）をいう。	目次 第四章 汚染の防止（第二十二条―第四十一条の二） （新設） （新設） 第四章の二 特別な作業の管理（第四十一条の三・第四十一条の四） 第五章・第六章 （略） 第六章の二 特別の教育（第五十二条の五―第五十二条の七） （定義等） 第二条 （略） 2 （略） 3 この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第二に掲げる業務（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあつては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。第五十九条の二第二項第二号及び第六十一条の三において「除染則」という。）第二条第七項第一号に規定する土壌等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務、同項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務及び同条第八項に規定する特定線量下業務を除く。）をいう。

4 (略)

(施設等における線量の限度)

第三条の二 事業者は、第十五条第一項の放射線装置室、第二十二
条第二項の放射性物質取扱作業室、第三十三条第一項(第四十一
条の九において準用する場合を含む。)の貯蔵施設、第三十六条
第一項の保管廃棄施設、第四十一条の第四第二項の事故由来廃棄物
等取扱施設又は第四十一条の八第一項の埋立施設について、遮蔽
壁、防護つい立てその他の遮蔽物を設け、又は局所排気装置若し
くは放射性物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する
設備を設ける等により、労働者が常時立ち入る場所における外部
放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との
合計を一週間につき一ミリシーベルト以下にしなければならない。

2・3 (略)

第四章 汚染の防止

第一節 放射性物質(事故由来放射性物質を除く。)に係
る汚染の防止

(放射性物質取扱作業室)

第二十二条 事業者(第四十一条の三に規定する処分事業者を除く
。以下この節において同じ。)は、密封されていない放射性物質
を取り扱う作業を行うときは、専用の作業室を設け、その室内で
行わなければならない。ただし、漏水の調査、昆虫による疫学的
調査、原料物質の生産工程中における移動状況の調査等に放射性
物質を広範囲に分散移動させて使用し、かつ、その使用が一時的
である場合及び核原料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百
八十六号)第三条第三号に規定する核原料物質をいう。以下同じ

4 (略)

(施設等における線量の限度)

第三条の二 事業者は、第十五条第一項の放射線装置室、第二十二
条第二項の放射性物質取扱作業室、第三十三条第一項の貯蔵施設
又は第三十六条第一項の保管廃棄施設について、遮へい壁、防護
つい立てその他の遮へい物を設け、又は局所排気装置若しくは放
射性物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備を
設けて、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実
効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を一週間に
つき一ミリシーベルト以下にしなければならない。

2・3 (略)

第四章 汚染の防止

(新設)

(放射性物質取扱作業室)

第二十二条 事業者は、密封されていない放射性物質を取り扱う作
業を行なうときは、専用の作業室を設け、その室内で行なわなけ
ればならない。ただし、漏水の調査、昆虫による疫学的調査、
原料物質の生産工程中における移動状況の調査等に放射性物質を
広範囲に分散移動させて使用し、かつ、その使用が一時的である
場合及び核原料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六
号)第三条第三号に規定する核原料物質をいう。以下同じ。)を
掘採する場合には、この限りでない。

。を掘採する場合には、この限りでない。

2 (略)

(退去者の汚染検査)

第三十一条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。

一・二 (略)

3 (略)

(持出し物品の汚染検査)

第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域まで運搬するときは、この限りでない。

(貯蔵施設)

2 (略)

(退去者の汚染検査)

第三十一条 事業者は、放射性物質取扱作業室の出口に汚染検査場所を設け、放射性物質取扱作業室において作業に従事させた労働者がその室から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を放射性物質取扱作業室から退去させてはならない。

一・二 (略)

3 (略)

(持出し物品の汚染検査)

第三十二条 事業者は、放射性物質取扱作業室から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の放射性物質取扱作業室まで運搬するときは、この限りでない。

(貯蔵施設)

第三十三条 事業者は、放射性物質を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければならない。

2・3 (略)

(焼却炉)

第三十五条 事業者は、放射性物質又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物（以下「汚染物」という。）を焼却するときは、気体が漏れるおそれなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行わなければならない。

2 (略)

(容器)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

2 事業者は前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するおそれのある放射性物質又は汚染物を入れる場合	腐食しにくい材料で造られ、かつ、気体が漏れないものであること。

第三十三条 事業者は、放射性物質又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物（以下「汚染物」という。）を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければならない。

2・3 (略)

(焼却炉)

第三十五条 事業者は、放射性物質又は汚染物を焼却するときは、気体がもれるおそれなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行わなければならない。

2 (略)

(容器)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線をしやへいするため、又は汚染のひろがりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

2 事業者は前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するおそれのある放射性物質又は汚染物を入れる場合	腐食しにくい材料で造られ、かつ、気体がもれないものであること。

第三十八條 事業者は、第二十八條の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣（保護具）	（略） 放射性物質又は汚染物を管理区域の外において運搬するために入れる場合
	（略） 一 容器の表面（容器を梱包するとき、その梱包の表面。以下この項において同じ。）における一センチメートル線量当量率が、二ミリシーベルト毎時（容器を核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第六号に規定する専用積載（以下この項において「専用積載」という。）で運搬し、かつ、核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号に規定する運搬の技術上の基準に従う場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時）を超えないものであること。 二（略）

第三十八條 事業者は、第二十八條の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度（保護具）	（略） 放射性物質又は汚染物を管理区域の外において運搬するために入れる場合
	（略） 一 容器の表面（容器をこん包するとき、そのこん包の表面。以下この項において同じ。）における一センチメートル線量当量率が、二ミリシーベルト毎時（容器を核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第六号に規定する専用積載（以下この項において「専用積載」という。）で運搬し、かつ、核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号に規定する運搬の技術上の基準に従う場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時）を超えないものであること。 二（略）

が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2
(略)

第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止

(事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示)

第四十一条の三 事故由来廃棄物等(除染則第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。))に汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)の処分の業務を行う事業の事業者(以下この節において「処分事業者」という。)は、当該業務を行う事業場の境界を標識によつて明示しなければならない。

(事故由来廃棄物等取扱施設)

第四十一条の四 処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の作業施設を設け、その施設内で行わなければならない。

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業施設(以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。)について準用する。

(事故由来廃棄物等取扱施設の構造等)

第四十一条の五 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の内部の壁、床その他汚染のおそれがある部分については、次に定める

を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2
(略)

(新設)

ところに適合するものとしなければならない。

一 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で作られていること。

二 表面が平滑に仕上げられていること。

三 突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。

四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。

2| 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんの飛散を抑制する措置を講じなければならない。

3| 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、その出入口に二重扉を設ける等、汚染の広がりを防止するための措置を講じなければならない。

(破砕等設備)

第四十一条の六 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物の破砕、選別、圧縮又は濃縮等を行うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する設備を用いて行わなければならない。

一 気体による汚染のおそれがある場合 気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

2| 第三十三条第二項の規定は、破砕等設備(前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第

一項において同じ。）について準用する。

（ベルトコンベア等の運搬設備）

第四十一条の七 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物を運搬するときは、第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用いた場合、又は同項ただし書の措置を講じた場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならない。

一 気体による汚染のおそれがある場合 気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

2 第三十三条第二項の規定は、ベルトコンベア等の運搬設備（前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。）について準用する。

（埋立施設）

第四十一条の八 処分事業者は、事故由来廃棄物等又は汚染物を埋め立てるときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた埋立施設において行わなければならない。

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の埋立施設について準用する。

（準用）

第四十一条の九 第三条第四項（第三十三条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条、第二十六条本文、第二十七条第一項及び第二項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条（第四項を除く。）並びに第三十八条から第四十一条の二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条	放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	事故由来廃棄物等取扱施設
第二十六条本文	放射性物質を労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため板、幕等の設備を設けなければならない。	事故由来廃棄物等において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。
第二十七条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第二十八条	放射性物質が	事故由来廃棄物等が
	鉗子、ピンセット等	スコップ等

第二十九条第一項	放射性物質取扱作業室内 放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設内 事故由来廃棄物等取扱施設
第三十二条第一項	設備等 検査しなければならぬ。	設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。） 検査しなければならぬ。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。
第三十二条第二項	第三十七条第一項本文の容器を用い、又は	第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは
第三十三条第一項	放射性物質 放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域	事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設 事故由来廃棄物等
第三十四条第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設、破碎等設備又はベルトコンベア等の運搬設備

第三十五条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十七条第一項	放射性物質を 保管廃棄し、若しくは 廃棄のために一時ため ておくとき 又は放射性物質取扱作 業室内において運搬す るとき	事故由来廃棄物等を 若しくは 廃棄のために一時ため ておく、若しくは埋め 立てるとき 事故由来廃棄物等取扱 施設内において取り扱 うとき、又は第四十一 条の七第一項の規定に より運搬するとき 事故由来廃棄物等
第三十七条第二項及び第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等取扱 施設内
第四十条	放射性物質取扱作業室 内	事故由来廃棄物等取扱 施設内
第四十一条第二項	放射性物質取扱作業室 放射性物質を	事故由来廃棄物等取扱 施設 事故由来廃棄物等を

（除染特別地域等における特例）

第四十一条の十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（次項において「除染特別地域等」という。）において、事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イの除去土壌に限る。以下この項にお

いて同じ。)を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条(第四項を除く。)の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。

一 遠隔操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体の汚染を防止するための措置

二 事故由来廃棄物等を湿潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置

三 埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置

四 埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下とするための措置

除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項(第三十五条第二項において準用する場合に限る。)、第三十五条第一項及び第三十七条(第四項を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条	別表第三に掲げる限度 (その汚染が事故由来 廃棄物等取扱施設以外 の場所で生じたときは 、別表第三に掲げる限 度の十分の一)以下	屋内にあつては別表第 三に掲げる限度以下に 、屋外にあつては別表 第三に掲げる限度と当 該区域の周辺における 事故由来放射性物質の 表面密度のいずれか高 い値以下
第三十一条第	の出口	又は事業場の出口

一 項	別表第三に掲げる限度 の十分の一	別表第三に掲げる限度
第三十一条第 二項、第三十 二条第二項及 び第三十五条 第一項	別表第三に掲げる限度 の十分の一	別表第三に掲げる限度

第四章の二 (略)

(加工施設等における作業規程)

第四十一条の十一 (略)

2 (略)

(原子炉施設における作業規程)

第四十一条の十二 (略)

2 (略)

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程)

第四十一条の十三 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作

二 安全装置及び自動警報装置の調整

三 作業の方法及び順序

四 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置

五 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置

第四章の二 (略)

(加工施設等における作業規程)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

(原子炉施設における作業規程)

第四十一条の四 (略)

2 (略)

(新設)

六 異常な事態が発生した場合における応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置

2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出)

第四十一条の十四 事業者(労働安全衛生法(以下「法」という。

第十五条第一項に規定する元方事業者に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。)は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

一 事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において、当該設備を分解し、又は当該設備の内部に立ち入る作業

二 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が一週間につき一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業

2 第三条第二項及び第三条の二第三項の規定は、前項第二号に規定する外部放射線による実効線量及び空気中の放射性物質による実効線量の算定について準用する。

第五章 (略)

(事故に関する報告)

第四十三条 事業者は、前条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(新設)

第五章 (略)

(事故に関する報告)

第四十三条 事業者は、前条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、速やかに、その旨を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に報告しなければならない。

(診察等)

第四十四条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一 三 (略)

四 洗身等により汚染を別表第三に掲げる限度の十分の一(第四十一条の十第二項に規定する場合にあつては、別表第三に掲げる限度)以下にすることができない者

五 (略)

2 (略)

(エックス線作業主任者免許の欠格事由)

第四十九条 エックス線作業主任者免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育)

第五十二条の八 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 事故由来廃棄物等に関する知識

二 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法に関する知識

三 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

四 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

五 関係法令

六 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法及び使用する設備の取扱い

(診察等)

第四十四条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一 三 (略)

四 洗身等により汚染を別表第三に掲げる限度の十分の一以下にすることができない者

五 (略)

2 (略)

(エックス線作業主任者免許の欠格事由)

第四十九条 エックス線作業主任者免許に係る労働安全衛生法(以下「法」という。)第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(新設)

2 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第七章 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

第五十三条 令第二十一条第六号の厚生労働省令で定める作業場は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 事故由来廃棄物等取扱施設

三 (略)

(放射性物質の濃度の測定)

第五十五条 事業者は、第五十三条第二号から第三号までに掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期的に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条第一項各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第五十七条 事業者は、前条第一項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票(様式第一号の二)を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出)

第七章 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

第五十三条 令第二十一条第六号の厚生労働省令で定める作業場は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(放射性物質の濃度の測定)

第五十五条 事業者は、第五十三条第二号又は第三号に掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期的に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条第一項各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第五十七条 事業者は、前条第一項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第五十九条において「電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票(様式第一号)を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出)

第五十九条の二 事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下この条及び様式第三号において「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事したことのある労働者（様式第三号において「指定緊急作業従事者等」という。）について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し（当該記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号の二）又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）

2 (略)

第六十一条の四 放射線業務に常時従事する労働者であつて、管理区域に立ち入るもののうち、当該業務に配置替えとなる直前に除染則第二条第三項の除染等業務従事者であつた者については、当該者が直前に受けた除染則第二十条第一項の規定による健康診断（当該業務への配置替えの日前六月以内に行われたものに限る。）は、第五十六条第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

(準用)

第六十二条 第三条第四項（第十五条第三項、第二十二条第二項、

第五十九条の二 事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下この条及び様式第三号において「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事したことのある労働者（様式第三号において「指定緊急作業従事者等」という。）について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し（当該記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号）又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）

2 (略)

(新設)

(準用)

第六十二条 第三条第四項（第十五条第三項、第二十二条第二項、

第三十三条第三項、第三十六条第二項、第四十一条の四第二項及び第四十一条の八第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第八条、第九条、第十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項（これらの規定を第四十一条の九（第四十一条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十一条の二（これらの規定を第四十一条の九において準用する場合を含む。）、第四十一条の六第一項、第四十一条の七第一項、第四十一条の八第一項、第四十二条第一項及び第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第五十四条第四項、第五十九条の二並びに第六十一条の二第二項の規定は、放射線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者（除染則第二条第一項の事業者を除く。）及びその使用する労働者に準用する。

第三十三条第三項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第八条、第九条、第十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十一条の二、第四十二条第一項及び第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第五十四条第四項、第五十九条の二並びに前条第一項の規定は、放射線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及びその使用する労働者に準用する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一、二十八の三 （略） 二十八の四 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。以下「除染規則」という。）第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。）により汚染された物であつて、電離規則第二条第二項に規定するものの処分の業務 二十九、三十七 （略） 三十八 除染規則第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務	（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一、二十八の三 （略） （新設） 二十九、三十七 （略） 三十八 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第五百十二号。以下「除染規則」という。）第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務

○作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場） 第一条 作業環境測定法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。	（令第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場） 第一条 作業環境測定法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十三条第二号に掲げる作業場とする。

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第四章 雑則（第二十六条―第三十条） （定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務（電離則第四十一条の三の処分の業務を行う事業場において行うものを除く。）をいう。 一～三（略） 8 この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務以外の業務をいう。 9・10（略） （作業の届出） 第十条 事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者に該当する者がいる場合にあっては、当該元方事業者に限る。）は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務又は特定汚染土壌等取扱業務を行おうとするとときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地	目次 第四章 雑則（第二十六条―第二十九条） （定義） 第二条（略） 2～6（略） 7 この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務をいう。 一～三（略） 8 この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務をいう。 9・10（略） （作業の届出） 第十条 事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者に限る。）は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務又は特定汚染土壌等取扱業務を行おうとするとときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監

を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

第三十条 除染等業務に常時従事する除染等業務従事者のうち、当

該業務に配置替えとなる直前に電離則第四条第一項の放射線業務従事者であつた者については、当該者が直近に受けた電離則第五十六条第一項の規定による健康診断（当該業務への配置替えの日前六月以内に行われたものに限る。）は、第二十条第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

（新設）
「監督署長」という。）に提出しなければならない。

（新設）